

## ハラール対応食普及促進業務仕様書

### 1 委託業務名

ハラール対応食普及促進業務

### 2 委託期間

委託契約締結の日から平成32年3月16日まで

### 3 業務の目的

全世界人口の4分の1がムスリムであると言われていた現在、イスラムの食市場への対応はハラールの正しい理解が鍵となる一方で、ハラールの解釈は国・地域毎で違いがあり、認証制度や食市場の実態等についても十分には理解が進んでいない。

本事業は、県内事業者のハラールの正しい理解とそれぞれの対応を促進し、情報発信を図ることで、東京オリンピックの開催に向け、今後、さらに増加が見込まれる東南アジアを中心とするムスリム旅行者への「食」に関連したおもてなし対応の普及促進を目指すとともに、イスラムの食市場の調査・理解促進を図ることを目的に実施する。

### 4 委託業務の内容

上記3の業務の目的を達成するため、以下に掲げる内容を含む業務を企画提案し、実施すること。

#### (1) ハラール対応セミナーの開催

ハラールに関する知識の取得やハラールへの対応を希望する県内事業者の掘り起こしを目的としたセミナーについて、宮城県内で1回以上開催すること。

なお、開催にあたっては、より効果的な開催場所及び開催形態を提案するとともに、当該セミナーにおいては、平成28・29年度事業の成果品であるハンドブック等を活用すること。

また、セミナーにおいては、食品製造業、飲食店、宿泊施設等におけるハラール対応の先進的な取組について、当該取組を行っている事業者からの講演等の形式で県内事業者へ合計3事例以上紹介すること。

#### (2) 宮城県内ハラール対応視察ツアーの実施

ハラール対応に取り組もうとする県内事業者の意欲の向上と理解の促進を目的として、宮城県内においてハラール対応に取り組む先行事業者の現場を複数視察するツアーを1回以上実施すること（定員30名程度）。

#### (3) 県内事業者からの相談への対応

委託期間内において、県内事業者からの相談に対応するための電話対応窓口を設置すること。

なお、専用の電話回線を用意するなど、問い合わせに対し速やかに対応できる体制を構築すること。

#### (4) 県内事業者への専門家派遣

県内事業者からの依頼に基づき、それぞれのハラール対応の取組段階に応じて、それぞれの課題に対応するための専門家を派遣すること（合計40回程度を想定）。

なお、派遣に当たっては、それぞれの課題に応じて、外部専門家も含めたより効果的な人選を行うこと。

#### (5) ムスリム向け試食会の実施

県内事業者が製造・料理した食品をテストする場として、複数名の国内在住ムスリムを対象とした試食会を3回以上実施すること（1回当たり5事業者程度の参加を想定）。

#### (6) ムスリムモニターの派遣

ムスリムへの対応が可能な宿泊施設等の現地確認や現地での実践の機会の場を設けるため、特に対応が進みつつある店舗や施設について、依頼に基づき、その確認やテストのために国内在住ムスリムを複数名派遣すること（合計3回程度の派遣を想定）。

なお、派遣にあたっては、現地でより効果的な対応を行うため、(4) 専門家派遣と併せた運用を行うこと。

#### (7) 日本国内でのハラール対応商品のテスト等

ハラール関連の国内展示会へ出展するなど、県内事業者のハラール対応商品のテストとマーケティングを行うこと（5事業者程度の参加を想定）。

なお、出展等に当たっては事前準備から出展等までの調整及び出展者等の募集と連絡調整、当日の会場設営、進行管理、撤収作業までの全ての運営業務を行うこと。

#### (8) 東南アジア等でのハラール対応商品のテスト等

東南アジア等のムスリム向けのテストが可能な国における食品展示会への出展や実際の店舗でのテスト販売といった形式で、県内事業者のハラール対応商品のテストとマーケティングを行うこと。

なお、出展等に当たっては事前準備から出展等までの調整及び出展者等の募集と連絡調整、当日の会場設営、進行管理、撤収作業までの全ての運営業務を行うとともに、県内事業者から希望をとり、3社3名程度の経費を負担し同行させること。

#### (9) ムスリムトラベルガイドの作成

県内飲食店、宿泊施設等のハラールへの対応状況等を調査・把握し、それぞれ対応できる店舗等を掲載した以下の規格によるムスリムトラベルガイドを作成し、納品すること。

イ 掲載数：40店舗以上（うち飲食店30店舗以上）

ロ 言語：英語（日本語付記）

ハ ページ数：28ページ程度（表紙，裏表紙を含む）

ニ 判型：A5版

ホ 印刷：カラー4色刷り

- へ 納品：電子データ及び印刷物（1,000部）
- ト 備考：平成30年度事業成果物との整合・親和を図ること。

#### (10) 事業の企画設計・調整

- イ 事業全体の計画書及び進行表等を作成すること。
- ロ 本業務全体を適切に進行管理するための運営体制を整備し、明示すること。
- ハ 事業の実施に当たっては、業務内容に応じて県内のハラル対応の取組との連携を図ること。
- ニ 事前準備から進行管理、取りまとめまでの全ての運営業務を行うこと。
- ホ 全体の企画運営は、県と十分連携しながら行うこと。

### 5 成果品

本業務の成果品として、以下のものを提出すること。なお、本成果品の仕様・提出期限等は別途指示するものとする。

- |                       |            |
|-----------------------|------------|
| (1) ハラル対応食普及促進業務実績報告書 | 2部         |
| (2) 業務完了報告書           | 1部         |
| (3) ムスリムトラベルガイド（印刷物）  | 上記4（9）へのおり |
| (4) 上記の電子データを記録したCD-R | 2枚         |

### 6 注意事項

- (1) 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- (2) 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- (3) 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された事業者と県との協議により決定する。
- (4) 県は、受託者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部もしくは全部を返還させることができるものとする。

### 7 その他

受託者は、本業務に係る会計帳簿及び証拠書類等を整備し、委託業務終了年度の翌年度から起算して5年間保管するものとする。